

# 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 期 日 令和6年3月6日(水)

2 会 場 全員協議会室

3 開会時刻 午前11時34分

4 閉会時刻 午前11時47分

5 出席者	委員長	松浦昌巳	副委員長	松本 均
	委員	草賀章吉	委員	山本行男
	〃	二村禮一	〃	窪野愛子
	〃	寺田幸弘	〃	勝川志保子
	〃	鈴木久裕	〃	富田まゆみ
	〃	藤原正光	〃	藤澤恭子
	〃	嶺岡慎悟	〃	大井 正
	〃	橋本勝弘	〃	安田 彰
	〃	石川紀子	〃	山田浩司
	〃	高橋篤仁	〃	鷺山記世
	事務局 議事調査係	平川陽		

6 協議事項

(1) 分科会設置について

(2) 議案送付について

8 審査事項

・議案第47号 掛川市税条例の一部改正について

9 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和6年3月6日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

## 9 会議の概要

令和6年3月6日（水）午前11時34分から、全員協議会室において20人の委員出席のもと開催。

### 1) 委員長あいさつ

### 2) 協議事項

分科会設置

議案送付

別紙のとおり

### 3) 審査事項

#### ①議案第47号 掛川市税条例の一部改正について

〔市税課説明 11:36 ～ 11:39 〕

○松浦昌巳委員長 担当課の説明が終わりました。質疑をお願いします。

〔質疑 11:39 ～ 11:46 〕

○委員（勝川志保子） 能登半島地震に被災された方には、もっとわかりやすい説明をされるんですか。能登半島地震にあった方々がこちらに来た場合の申告のものか。読んでいてもよくわからないくらい難しいですけど、それはたぶん、こっちに避難してきている方がいてっていう場合もあるということで、掛川市も条例改正を行っている。関係なく、全国一律にやっているからやったよということですかね。

●市税課長（鈴木千里） 今回の市税条例の改正は、掛川市の市民。1月1日現在に掛川市民が掛川市に申告する場合に適用するために、条例の改正をしたものです。被災している方に対して、掛川市に、避難していきっている方に対して適用ということではなくて、掛川市にいる方が、住んでいる方が、被災地に住居等を有している場合、その住居等に損害があった場合に申告するよということなんです。今回の条例改正の適用は、所得税の方も改正されており、地方税法も改正されていますので、全国同じ改正内容となっております。

○委員（鈴木久裕） 条文と併せて、せっかくいい資料をつくってくれたので、これをもう1回説明していただけますか。

●市税課長（鈴木千里） 条例改正のあらましの資料をご覧ください。今回の特例の内容として、本来雑損控除の特例ということで、1月1日に発生したので本来でしたら、令和6年分の所得として申告をいただく、来年の申告ということになるのですが、それをこの図のように、災害が起きた前の年に損害が生じたとして、特例として令和5年分の所得として申告していただくことができるという改正をするものです。今現在やっている確定申告、住民税の申告において、この特例を受けられるようになるということです。この中に書いてありますが、本来来年の所得税の還付や、税額の軽減を受けるんですが、今年の所得としてその軽減を1年早く受けることができるというものになります。

○委員（鈴木久裕） さっきあったように、もし仮に5年度分としてやった場合は、6年度分はできませんよ。1回限りの雑損控除の適用ということですよ。

●市税課長（鈴木千里） 令和5年分の所得として申告した場合は、6年度の申告はできないということと、申告する前までにかかった費用に対しての控除ということになりますので、もし万が一、そのあと費用がかかった場合は、更正の請求をして修正をしていくことが可能です。

○委員（鈴木久裕） 1月1日だからということで、特例適用ということだけど、これは通常、他の災害、3.11のときはやらなかった。3月だったら、次の年でいいかなと。今回はたまたま1月1日だったからという理解でいいか。

○市税課長（鈴木千里） おそらく1月1日あって、被災した方を早く救おうという、早く救ってあげたいという形で今回の特例だと思う。

○委員（安田彰） 対象者がいないという前提かもしれないが、今日条例が通っても、周知期間がほとんどない。3月15日というともうすぐなんですね。これについては、どのように考えているの

でしょうか。

●市税課長（鈴木千里） 掛川市の条例を改正するのは、本日提出をさせていただいたところですが、すでに所得税の方の改正は済んでおりまして、それに対して国税の方でかなり周知をされていると思います。そういったことも、一般に周知するようにという通知も来ておりますので、そういった点では掛川市にその対象者がいないのということではなく、全国的に周知がされていることだと思っております。

○委員（富田まゆみ） 今の安田委員に関連して、もし間に合わないことがあった場合には、そのあとに修正することが可能ですか。

●市税課長（鈴木千里） 3月15日が申告の期限ですが、還付の申告等は3月15日を過ぎても申告ができますし、すでに申告をされた方が修正をすることも可能です。まだ、被害の損失が出せない方もおりますし、5年間申告することができるようになっておりますので、その点は大丈夫だと思えます。

〔委員間討議 ～ 〕  
なし

〔討論 ～ 〕  
なし

〔採決〕

議案第47号 掛川市税条例の一部改正について  
全会一致で原案は可決

○委員長（松浦昌巳） 分科会の審議は、理事会で協議した内容を共有させていただきます。今回の令和6年度予算、当局から出されているものは、人と環境の持続可能性にチャレンジする予算というテーマをつくってあります。昨年と同様なんですけれども、理事会では、このテーマに沿った形で皆さんの意見を取りまとめて、委員長報告にしていきたいなと思っております。予算が昨年より減っている部分、増えている部分そこは、質問していただいて、協議をしていただきたいと思えます。皆さんから出された質問を分科会主査報告になってきますけれども、これを主査報告の中でそのテーマに沿った中でまとめていければいいと思います。全部それでなければだめだというわけではないですけれども。そのような形で取りまとめをしていきたいと思えますので、質問をしていただきたいと思えます。

それからできるだけ、主査報告に強く意見を求めたいのであれば、討議は必ずありますので、委員会討議の中でも意見を述べていただきながら、自分の思いを伝えていただければと思います。積極的に発言をいただいて、分科会を盛り上げていただければと思います。

4) 閉会 午前11時47分